

第 11 回青森県男女共同参画審議会

日 時：平成 18 年 5 月 31 日（水）

午後 1 時 30 分～3 時 30 分

場 所：青森市 ラ・プラス青い森 2階メイプル

1. 開会

司会：定刻となりましたので、ただいまから第 11 回青森県男女共同参画審議会を開会いたします。開会に当たりまして、青森県環境生活部高坂部長から御挨拶申し上げます。

2. 部長あいさつ

高坂部長：今日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から男女共同参画をはじめ、県政の推進に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、全ての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる男女共同参画社会の実現につきましては、国においても県においても最重要課題の 1 つとなっております。

「男女共同参画社会基本法」、これが平成 11 年に制定され、国では平成 12 年に「男女共同参画基本計画」が制定されまして、総合的かつ計画的な取組みが進められてきたところでございまして、それまでの取組みを評価・総括し、昨年 12 月 27 日に新たに第 2 次基本計画が閣議決定されたところでございます。

県におきましても青森県の男女共同参画の推進に関する施策、これを総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として、平成 12 年に策定いたしました「あおもり男女共同参画プラン 21」につきまして、具体的施策の推進期間、これが平成 18 年度までとなっておりますことから、平成 19 年度以降に向けて、その改定を行うこととしてございます。

改定は男女共同参画社会の形成に関連する国内外の様々な状況変化を考慮しながら、また国の基本計画の改定も踏まえて進めて参りたいと考えてございます。

本日はこの審議会に「県の基本計画改定に当たっての基本的な考え方について」を諮問することとしてございます。本年度中に全ての改定作業を行いたいと考えてございますので、委員の皆様におかれましては相当のお骨折りをお願いすることになりますけれど、「プラン 21」の改定によりまして、これまで以上に県民一人ひとりに男女共同参画社会の意義を理解していただき、青森県の男女共同参画社会の形成に、より効果的に寄与するものとなるよう御尽力方よろしくお願い申し上げます。

本日はまた県の各種審議会等の委員への女性の登用状況についての報告などについても行いたいと考えてございます。委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見、御提言をお願い申し上げまして、簡単でございますが御挨拶とさせていただきます。今日はよろしくようお願い申し上げます。

司会：当審議会の委員につきましては、現在は 3 期目です。今年 1 月 31 日に 15 名の方に

委嘱申し上げたところですが、前回から継続してお願いしておりました方で、1月31日、仕事の都合によって欠席となっておりました弁護士岩谷委員を御紹介したいと思います。

岩谷委員：弁護士の岩谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。青森の市内で弁護士をしておりますので、何か問題がありましたら御相談いただければと思います。

司会：どうもありがとうございました。続きまして事務局を紹介したいと思います。ただ今、挨拶を申し上げました環境生活部長 高坂孚です。

高坂部長：高坂です。よろしくお願い申し上げます。

司会：次に青少年男女共同参画課の職員です。今年の人事異動により青少年男女共同参画課長となった二瓶正です。

二瓶課長：よろしくお願いいたします。

司会：男女共同参画グループの職員を紹介いたします。福井主幹です。工藤主幹です。後村主査です。櫻田主査です。原主事です。なお本日、課において留守番をしている玉熊主事が私のほうに配属されております。また本日は今年度から指定管理者、アスタクグループに委託しております青森県男女共同参画センターからも職員の方が出席しております。副館長であります男女共同参画部長の小山内様です。なお、館長の笹井様については後ほど御出席予定になっております。最後に私、男女共同参画グループの齋藤といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の審議会における御発言は、県の行政改革大綱に基づき、後日インターネットにより公開することとしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、ここで会議の成立につきまして御報告いたします。会議は青森県附属機関に関する条例第6条の3に基づき半数以上の出席を必要としていますが、本日は委員15名中、小野委員、齋藤委員、佐藤正勝委員の3名の方が欠席されておりますが、半数以上の出席がございますので会議は成立しております。

それでは、議事に入らせていただきますが、青森県附属機関に関する条例第6条の2に基づき会長が会議の議長となることが規定されておりますので、この後は佐藤会長に議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議事

議長：どうも皆様、こんにちは。座ってお話をさせていただきたいと思います。前回お目にかかりましてから、丁度4ヶ月ぶりにお目にかかっていることになると思います。皆様にはそれぞれのお立場でお忙しい中、貴重な時間を割いてお集まりくださいます。本当にありがとうございます。今期は改選されて第2回目の審議会となりますが、先程部長さん

からも御挨拶がございましたように、今日は当審議会の最大の案件であります「あおもり男女共同参画プラン 21」、青森県の基本計画の改定作業に取り組むこととなります。この後、諮問を受けた後全体で協議をしたいと思います。

前にも申し上げたと思いますが、男女共同参画は国でも最重要課題と位置付けられ、青森県でもそのように位置付けられていると思いますが、基盤は整備されても、内実を今進めていく第二段階に入っているのかなと認識しております。その第二段階を着実に進めていくための基本的な指針となるのが今回の新しいプランになると思います。そのプランを策定するに当たりまして、この審議会の総力を挙げて、そして委員の方々の総意の下に私たち自身が納得いくようなものを作り上げたいと思っております。

それぞれ本当にお忙しい皆様だとはよく承知しておりますが、どうぞ最大限の御協力をお願いしたいと思います。ではよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。本日は知事からの、先程来お話ししております諮問がありますので、お受けしたいと思います。

高坂部長：青森県男女共同参画審議会会長 佐藤恵子殿 青森県知事 三村申吾 「青森県附属機関に関する条例」(昭和 36 年青森県条例第 14 号) 第 2 条及び「青森県男女共同参画推進条例」(平成 13 年青森県条例第 50 号) 第 8 条の規定に基づき次のとおり諮問します。

諮問 青森県男女共同参画推進条例を踏まえた男女共同参画の推進に関する施策の基本的な方向について、貴審議会の意見を求めます。

説明 県では「男女共同参画社会基本法」(平成 11 年法律第 78 号) 第 14 条及び「青森県男女共同参画推進条例」第 8 条の規定により、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として「あおもり男女共同参画プラン 21」を定めているが、策定後の男女共同参画社会の形成に関する様々な状況の変化を考慮し、今後、県が男女共同参画に係る基本的な計画を策定していくための基本的な考え方について、意見書を提出してください。

よろしくお願ひいたします。

司会：大変申し訳ありませんけれども、高坂部長につきましては公務の都合によりここで退席させていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

高坂部長：申し訳ございません。何分よろしくお願ひいたします。

(1) 男女共同参画の推進に係る基本的な計画について

議長：それでは審議を開始したいと思います。ただ今、高坂部長さんから青森県知事の諮問書を受諾いたしました。まずこのことについて、少し経緯等について事務局から御説明

いただきたいと思います。

事務局：二瓶でございますが、私のほうから説明させていただきます。座ったままで失礼いたします。「男女共同参画プラン 21」は、先程部長の挨拶にもございましたけれども、平成 12 年 1 月に策定されております。その後、国の男女共同参画基本計画、これが 12 年の 12 月に策定され、また、県の男女共同参画推進条例、これは平成 13 年の 7 月に制定されておまして、これらとの整合性をはかるために平成 14 年 6 月に改訂して現在に至っているものでございます。

この「プラン 21」の中で計画の期間が来年の 3 月、平成 19 年 3 月までということになっていることから、今年度中に見直しを行い、改定を行うというものでございます。

見直しに当たりましては、県の新たな基本計画でございます「生活創造推進プラン」、これは平成 16 年 12 月に策定されております。また昨年 12 月 27 日には第 2 次男女共同参画基本計画が閣議決定されております。更には、関連法令でございます「配偶者暴力防止法」、これは平成 16 年 6 月に改定されているほか、「男女雇用機会均等法」の改正が今国会に提出されていることなど、「プラン 21」を取り巻きます環境の変化に対応させ、整合性を図りながら進めていかなければならないものと考えてございます。

県の「男女共同参画基本計画」につきましては、基本法の第 14 条、それから県の推進条例の第 8 条で、いわゆる計画を定めることが義務規定されていることもございます。県の附属機関に関する条例におきまして、当男女共同参画審議会の意見を聴くことが求められているということから、改正に関して、ただ今知事から諮問させていただいたところでございます。

改正手順といたしましては、8 月末を目途にいわゆる答申原案の基となります中間報告書案を策定していただき、それをもってパブリックコメントを行い、広く一般県民の皆様からの御意見を頂戴して、その御意見等につきましても、委員の皆様にお聞きいただきながら 11 月には御答申をいただきたいと思いますと考えてございます。

つきましては、答申原案作成のために部会を設置した上で審議を進めていただきたいと思いますと考えてございます。部会の設置につきましては、附属機関条例第 26 条により知事が設置できることとなっておりますので、設置要綱を定めて運営して参りたいと存じておりますが、その案につきましては、資料の「3-5」のとおりでございます。

それを御覧いただければと思いますが、その「3-5」の裏のほうに別表がついてございます。その中で 6 名の方に部会の委員をお願いしたいと考えておりますので、このことについて御了解をいただきますようお願い申し上げます。

プランの改定につきましては、答申をいただきました後、庁内で調整を行ない、最終的には県の男女共同参画推進本部で決定されることとなります。改定後の計画につきましては、平成 19 年の 4 月から平成 24 年の 3 月までの 5 年間で予定しております。

「プラン 21」の改定を円滑に進めるために審議会委員の皆様のお協力をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

事務局：引き続き、資料 3 から資料 4 に基づいて、簡単に説明させていただきます。資料「3-1」と「3-2」については、現在の「男女共同参画プラン 21」の体系に添って事

業を整理しております。「3-1」については、主なものをピックアップしたものです。資料「3-2」については庁内の各課の事業を全て整理した上で、体系図に整えております。資料「3-3」については、現在の「男女共同参画プラン21」の体系、それから国の「男女共同参画基本計画」、今回、2次の改定がありましたけれども、それと比較しております。最後の資料「3-4」については私共の課の事業、平成18年度青少年・男女共同参画課男女共同参画グループの事業の概要を載せております。

そういうことで、まず「3-1」から説明させていただきます。1つ目としては、推進体制等ということで、1つは、私共は13年6月に条例を制定しております。それから2つ目として基本計画。今日これから皆様に御審議いただく「男女共同参画プラン21」。それから昨年12月に策定したDV防止の関係の新計画ということで、基本計画が私共のほうに2本あります。

それから推進体制としては、知事を本部長とする男女共同参画推進本部。それからその下部組織として男女共同参画推進会議があります。そのほかに県とタイアップして、本審議会である「男女共同参画審議会」。それから苦情処理体制を構築しております。そのほか私共行政側だけでなく、右側のほうに男女共同参画センター、指定管理者をお願いしております。それから女性団体と市町村との連携を図りながら事業を進めるということになっております。

2つ目の施策の概要として、1つ目、これもプランの体系に沿って整理してあります。1つ目は「政策・方針決定過程への女性の参画」ということで、主な事業としては「市町村基本計画策定支援事業」ということで、実は昨年4月1日現在、内閣府の発表した数字をみると青森県は23.4ということで、市町村の計画の策定率が非常に悪いです。全国平均が39.6、大阪が93.0、徳島が11.4で一番ビリなんですけれども、青森県は現在38番目という位置にあります。そういうことで私共としても市町村の計画を策定するために色々お願いしたいということで、今現在動いております。

2つ目については「男女共同参画社会に向けた意識の改革」ということで、これについては6月17日アピオあおもりで開催するフェスティバルがあります。

それから3つ目として「職場・家庭における男女共同参画社会の実現」ということで、昨年からは始まったんですけれども、「男女共同参画による新しい価値の創造推進事業」ということで、やっぱり男女共同参画については、職場とかそういうところから始めていく必要があるのではないかとということも踏まえて去年から始めました。

4つ目として「互いの人権が尊重・擁護される社会の形成」ということで「DVセーフコミュニティ事業」ということで、新規と書いてございますけれども、事業的には新規ですけれども実際には去年からハイスクールセミナーということで県内の高校を回っております。これについては今年度の県の重点事業として挙げられております。

資料「3-2」については、それらの各課の事業を整理しておりますので、この辺については省略させていただきたいと思っております。

それから資料「3-3」ですけれども、先程お話ししたとおり、私共の体系と国の2次の基本計画をちょっと並べてみました。下のほうにアンダーラインが引いている、例えば「1-(3)」企業・教育・研究機関の下のほうに傍線が引いてあるのですがこれらについて

ちょっと私共の計画の中に見られないとか、そういうようなものを抜出してみました。これらについては改めて皆さんに御審議いただくとお思いますので、省略させていただきます。

最後に、資料「3-4」ということで、私共の事業のことで4ページ目ですけれども、事業について、一番最初「青森県女性情報提供事業」ということで、人材バンクの充実ということで私共のほうに謳ってあるのですけれども。3月末現在で213名の方の女性の方が登録されております。それで一応県庁の各課、それから色んなところから女性の人材を求めてきているのですけれども、なかなかこれについても段々減ってきている状況です。登用率については後程お話しするので、ちょっと省略したいと思います。

それから4番目の5ページの4-(1)「あおもり女性大学」、今回も女性大学の卒業生がおるのですけれども、これらについても私共では充実していきたいということで、現在6期の方が卒業して、85名の方が卒業しております。その中で、現在、県の審議会等で活躍している方が39名です。それから市町村の審議会等で活躍されている方が46名ということで、女性大学を卒業された方が結構活躍されているということです。ちなみに県の審議会等でどういう審議会に入っているかという、1つは青森県環境審議会、それから景観形成審議会等に入っている方がおりました。事業についてはそのまま見てもらえれば結構です。

それで一番最後の6ページの11ですけれども、ここの部分については、後程センターの館長さんが来て少し説明をすることになっています。今の4月1日から、民間事業者のノウハウを活用し、住民サービスの向上を図るために指定管理者制度を導入したということです。

以上説明を終わります。

議長：ただいま事務局から、まず諮問の趣旨・経緯について、それからそれに関連する資料「3-1」から「3-4」までについてざっと御説明いただきました。その資料の中で今日配付されましたのが3、4、5。「3-5」は最初の課長さんのお話にありました部会設置に関する資料です。それ以外については事前に皆様のお手元に配付してありますが。ただ、何分にも量が多いですし、それから審議会の委員は初めてという皆様にとっては中々詳細まで読み取ることは難しかったと思いますし、今の御説明でも私自身もどのあたりを説明されているかということが的確に掴めなかったほどですので、後程協議の際にまた改めまして御質問等がありましたらお受けしたいと思います。

まず、はじめに一番重要なこととあります二瓶課長から提案がありました「青森県男女共同参画基本計画検討専門部会」の設置に関して御意見をいただきたいと。事務局のほうから今申しましたような検討専門部会を設置して進めたいという提案がございましたけれども、それと併せて6名の委員の方々に、事前に御了解をいただいているのですが、御提案がございましたが、その件について皆様御異議はございませんでしょうか。何か御意見があったらお申し出いただきたいと。思います。

なお、設置の要綱にもございますけれども、この部会は決定機関ではなく、あくまでも原案を検討作成して、そしてこの全体会の、2回ほど予定しておりますけれども、審議を経て最終的に決定するという事になっております。その点を再度確認した上で今の専門

部会の設置について御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

特に御異議の声がないようですので、それでは部会の設置及び委員については御了解いただいたということで進めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

では、先程の要綱の第3項2に基づいて、部会長を指名させていただきたいと思います。部会長は内海先生にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。否応無くお願いしておりますが、お忙しい中、本当にそのことを十分承知の上でお願いしてございますが、快くお引き受け下さいましてありがとうございます。また、内海先生はじめ6名の委員の方々には大変これからお忙しい中御苦勞をおかけすると思いますが、是非協力してよい原案を作りたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

では、今、部会を設置するということになりましたので、いよいよ内容の審議に移りたいと思います。先程申しましたように、事前に資料をお配りしてあったとしても、皆様方にとりましてはすぐに意見を出せと言われてもなかなか大変だったと思いますが。ただ、お送りした資料の中に事前に御意見があればということでプリントをお入れしてあったと思いますが、そのことについて御意見か何かございましたでしょうか。事務局のほうから報告していただきたいと思います。

事務局：事前に意見をもらうことで皆さんにお願いしていましたが、今回特に御質問等ありませんでした。

議長：以上のような結果ですので、事前の御意見がありましたら、まずそれを取り上げて協議したいと思っておりましたが、「ない」ということですので、この場で時間をかけて皆様から御意見をいただきたいと思います。

一応、前回でも申し上げましたし、それからそれぞれのお立場で関心をもっていただいていると思いますので、これから意見をお伺いしたいと思います。お伺いする意見につきましては、大きなものから非常に具体的なものまで何でもまず結構ですので、お考えのことを御発言いただきたいと思います。

それにつきましては、先程事務局から説明がありました資料等についての質問でも結構ですので、今からですと約1時間、時間がございますので、発言がない委員には私のほうから指名して発言をいただく積もりにしておりますので、是非御意見をいただきたいと思っております。どなたからでも結構ですのでどうぞ。

それから予め申し上げておきますが、今日お出しいただきます御意見、あるいは、その協議の中である程度合意が得られればとりまとめをする場合もあるかもしれませんが、御意見は記録させていただいて、専門部会のほうでそれについて慎重に審議させていただくこととなります。ただ、あまり固くお考えにならずに率直に御自由に御発言いただければと思います。

岩谷委員どうぞ。

岩谷委員：先程事務局から説明があった資料の「3-3」の関係で、男女共同参画基本計

画改定第2次のほうの二重線が引いてあるものは、「あおり男女共同参画プラン 21」には入っていないものだというふうに説明されたものと理解したのですが、それでまずよろしいですか。

議長：今のご質問について直接担当者の方から。

事務局：担当の福井と申します。私のほうから補足させていただきます。これはあくまでも項目の段階での比較でございますけれども、国の2次のほう、右側になります。こちらのほうの二重線は私共の県の「プラン 21」これに項目のないもの。また「プラン 21」のほうに一つだけあるのですけれども、9番の男女共同参画センターの充実というような項目が私共のプランにはございますけれども。勿論と申しますか、それについては国のほうの基本計画にはないというようなことで、双方の計画のない部分、違っている部分について二重線で示させていただきました。これは中の本文まで比較検討したのではなくて、あくまでも項目だけの検討でございます。

岩谷委員：そうしますと国のものの中で入っていない、項目としては県のほうで入れてないものがあるということですが、その入らなかった経緯というか、いきさつですけれども、2次のほうが後に出来ているから入れられなかったということなのか、それとも項目としては入っていないけれども、もう今のものにある程度含まれているというふうに理解すればいいのか、申し訳ないんですが現状のものがあまりよく理解できていないものですからその点を教えていただけますか。

事務局：先程二瓶課長のほうからも申し上げましたが、国の基本計画の第2次、これが昨年の12月に閣議決定されております。国の基本計画につきましても平成12年に第1次が決定されておりますけれども、その後やはり時間経過とともにいろいろな環境の変化ということで、ほとんど新たに設けられた事項というものになっているようでございます。

たとえば教育研究機関、そういったところへの女性の参画の拡大、あるいは、7番のほうの女性に対するあらゆる暴力の根絶という項目がございますけれども、この辺につきましてもいわゆるDV法、そちらの改正と相まって国では全面的に見直しが行われております。

そういったことで、当初策定する時点では、項目出しするまで至っていなかった事項というふうに捉えていただいているのではないかと考えております。

議長：以上のような回答ですが、それに対して御意見があれば。

岩谷委員：そうすると、この後改定の際に検討することとしては、新たに国のほうで策定されたものについて県のほうでも改めて考えるとか、含めていくのかというのは検討されることになるのでしょうか。

議長：私のほうに向けられましたのでお答えしてもよろしいでしょうか。それともしたほうがいいというご意見ではなくて、質問の形ですか。

岩谷委員：していただいたほうがいいのかと思ったので、どういう考えなのかと思って。

議長：ちょっとそれに付け加えさせていただいてよろしいですか。

事務局：勿論、この度の改定に当たりましては、最終的には県の推進本部の決定ではございますが、審議会の皆様の御意見を最大限尊重し、配慮し、ということで考えておりますので、こういったことが色々御審議いただく上での、いわゆるポイントというのか、改正のポイントになりうる可能性があるのではないかと事務方としては考えております。

議長：ということでよろしいでしょうか。今の岩谷委員の御意見にも関連すると思うのですが、勿論県の男女共同参画プランも国の基本法及び基本計画を踏まえてはおります。ですから、ほとんど整合しているわけですが。ただ、県のほうで作ります施策、プランはその県の実情に応じて強調点等が違うということが前もって承認されておりますし、そうあるべきだというふうに思っていますので。必ずしも、国があげているから即それをということにはならないと思いますが、ただ整合は図ることになると思いますが。

今のような形での御意見でも結構ですし、あと今の体系図でも構いませんし、どの資料についてでも結構ですので御意見をいただきたいと思っております。

海老名委員：海老名といいます。私、今日、実は資料を職場でちょっと見ただけで持ってきていなくて大変申し訳ございませんけれども。私も資料を見た感想なんですけれども、男女共同参画社会の実現というものが、実現したのかどこまで迫ったのかというのは中々数値で表せないと思うんですね。

従って、こうやってプランを作ってもですね、たとえば今年度で終わるプランで、何がどこまで進歩したのかということが、まずそこを整理する。それから次のプランが始まると私は思うんですよ。計画倒れになってしまっただけではどうしようもないわけですから。

従って数値が出せないでしょうけれども、この何年かで平成 12 年からですか、6 年間で青森県はこれだけ進んだというような現状の認識をしっかりと踏まえた上で、次は何をやるべきなのかを考えるべきだと思います。

それが 1 点と、今、佐藤さんがおっしゃったような国の方針なんか私にはどうでもいいと思うんです。はっきり申し上げて、青森には青森の実情があるわけですから。国のアウトラインはあっても、青森県独自のそういったプランなりを出していくことがとても大事なことだと私は思っています。

それと、そういう中でこの間ちょっと東奥日報に出ていましたけれども、ドメスティックバイオレンスの、特に女性の相談所の駆け込み件数みたいなものが青森県がやたらと多いんですよ、異常に多いと思うんですよ、全国的に見ても。

何でそうなのかなということをやはり考えなきゃいけないと思いますし、そういう意味では、「女性よ社会に出ましょう。」という前に、家庭でしっかりした安定した、家庭に腰を落ち着けられないのが外に出れるはずがないわけですし、私に言わせればですね。そういう意味では、我々として家庭内暴力みたいなところはかなり大きな比重を置くというか、そういったところから青森の場合はやっていくんだという事を、そんな特色めいたものを出すべきじゃないかと私は思ったんです。

とにかく私の数値の見間違いじゃなければ、特に女性相談所とか相談所の駆け込みの件数がものすごく多いんです。140万の県民の中でこんなにあるのというぐらい、よその県に比べたら圧倒的に多いと思うんですけれども。確かそんなデータがあったという気がするんですよ。そここのところ恥ずかしい数字なんです。あまり表に出るものではないでしょうけれど。そういうところをまずやってから、というところじゃないかなという気が私はものすごくしました。

お年寄の問題も、子どもの問題も沢山ありますけれども、やっぱりそこいら辺のところを、せっかくこれから5年間のプランを作るのであれば、ほかの県に先駆けているんじゃないんでしょうけれど、遅れているかもしれないけれども、何か特色のあるプランニングしたほうがいいのかということ。

一般論で、具体的に何をやるんだといわれても私もすぐ回答があるわけじゃないんですけれどもね。国の方針があって、それに従って県もアウトラインを作っただけではちょっと足りないんじゃないかという感じがします。審議会もプランも看板倒れで終わらないように実を求めるというか、そういった形でやりやすいものからやれる分だけやっていくというような、そんなものがこの種の審議会である程度方向を出すべきなのかなと感想を持っています。そこいら辺、もしこれから踏まえていけるものであればという感じがしております。以上でございます。

議長：ありがとうございます。海老名委員には専門部会の委員をお願いしておりますので、是非その場でも今のような御意見、お考えを發揮していただければありがたいと思います。

今、海老名委員から御意見がありました中で、数値による評価が必要ではないか、どこまで男女共同参画の施策が進んだかという、その評価についてですが、先程紹介がありませんでしたけれども、一部は数値目標を掲げて、年毎に出しておりますよね。それについて御紹介いただけますでしょうか。先程の事業一覧でしたっけ。

事務局：前回1月31日に配付した「青森県の男女共同参画の現状と施策」という中にあるんですけれども、その中で関連する主な指標と進捗状況という中で、この中で現状値、目標値、進捗率、達成率というふうにして整理しながら、どの位男女共同参画が進んだかというふうに私共ではやっております。またこれについては、勿論今年プラン改定ですけども、それに併せて項目についても新たに検討するというふうに考えております。

海老名委員：数値で、審議会の女性委員の登用というのは数字ですぐにわかるでしょうけれども、実態として県民の意識としてはどうなのかなというところは、なかなか把握しき

れない部分があると私は思います。そういったものを更に周知、広報をするということも、これから必要なのかなと私は思います。私そういう意味で申し上げたんです。

議長：すみません。お待たせいたしました。また再度色々やり取りになるとと思いますので、今、お手が挙がっていたと思いますので。

佐藤（紘）委員：同じような意見です。

議長：でもどうぞ。

佐藤（紘）委員：学校は実際に目標をたてて実施して、やったことに対してはどの位まで達成できたのかという評価をきちっとやって、そしてまた次の段階へと、そういうことだったので。先程海老名委員がおっしゃったことと同じような考えを持っているのですが、やはりおやりになっていることをもっとアピールして、現状値はここまできたんだと。だから更に延ばすために今度改めてこういう改定をして行って、更に新たな項目なりを入れていくんだということがあれば、県民の方にも分かりやすいのではないかという気がしたわけです。以上です。

議長：確におっしゃるとおりだと思います。

内海委員：まず資料「3-5」の要綱の施行日は今日からでよろしいですか。大丈夫なんですね。それを確認して。それでは設置要綱の「(案)」はこれで無くなるということですね。

それからもう1つ、先程私は今のやり取りを伺ってですね、会長さんが最初のあいさつでいわゆるファーストステージは基盤整備であったと。ですから今日のセカンドステージというのは量的拡大から質的充実というんですかね、向上まではいかないと思うんですが、その際に、先程出て参りました定量的なことは確かに測定可能だと思うんですよ。ただ、定性的なものをどうするのかというのは、たぶん検討会で議論しなきゃいけないと思うんですよ。

先程女性の登用率云々と出ましたけれど、社会保険庁じゃないけれども、分母をどんどんどんどん減らしていけばですね、色んなことが今あるわけですからね。その辺もちょっと質の部分、定性的な部分に、どう我々はタッチするかということを考えなければいけないと。

私も先程部会長を引き受けるにあたって、最初の段階のこのプランを作るときに、どういう理念でどういうものがどうであったのかというのを、実は会長さんに後でお伺いしてですね、今回の改定版ではこういう理念でこういう部分を重点的にやったというようなところを、たぶん一番最初にお出しできれば割合分かっていただけるのかな、と。その辺のところをきちっとやれば、多分何とかいくかなという位に思って読んでいたんですがね。

もう1つ、先程の定性云々ということではいいますと、若い世代、私は1970年代から関

わっていますけれども、若い世代は一体どうなんだろうかというですね、この部分についてもいわゆる各種審議会等への登用も含めて、その辺がやや見えない。

つまり女性という数字は見えるんですが、世代別のあれがなかなか入ってこない。そういう 20 代の前半、あるいは真ん中ぐらいの方がですね、来ているのかどうか。それから公募だというんですが、公募の場合はプライベートですから、例えば会社勤めをしている女性が上司に、この種のものに公募をしたいと言って、審議会がある日に有給なのか、いわゆる出張命令が出るのかですね。この辺の実は雇う側、雇用関係の中でどうするか。そうすると専業主婦である云々という我々従来から議論しているようなところに集中してしまうというようなどころがあるんじゃないかと。

つい最近私も別件で、あるところで通常にお頼みしている方でも上司にダメだと言われたという経緯もありますね。個人でコンビニ等を経営している方はそれどころじゃないと。「お名前は貸しますが」というのがありましたけれどね。

だから様々な内容をどこまで踏み込めるかという、まさに定量ではなく定性的な部分ですね。私は、そこの部分を青森県は少しピックアップできると、ある種の青森県らしさが出てくればいいのか。

大事なのは計画を立てて遂行することじゃなくて、その問題点をいかに洗い出すかということが、実は次への解決策だと思うんですね。これはこの次にプランの改定というのがあるわけですので、いかに問題を掘り下げていけるような段階まで持っていけるかというのを、むしろ一方でプランを出しながら、共通の認識をどこまで持てるかというのを、実は今回、私が引き受けるに当たっての一番の問題。

次の第 3 回目というかサードステージについては、たぶん向上ですね。質の充実ではなくて、質の向上に向かうだろうと思いますけれども。

そんなような感じを、僕は今伺ってですね。最初の段階の苦労した点とかですね、理念とかですね、つまり依って立つところが必要ですから、国のやつはなきゃ困るわけですので。そこから青森県らしさって皆さんよくおっしゃるけれども、それはたぶん議論されたと思うんですね。総花的だというふうになっていますけれども、読んでいくと結構大変なことをやっているなど。これは一般の県民が読んでいいのか、と言うと大変だろうなと思いつつ僕も読んでいましたけれども。

その辺の最初の平成 12 年あるいは 13 年を踏まえた 14 年あたりのところの議論というのでしょうか、苦労話というか、そこのところを全く見えないわけですから、ちょっとかいつまんでですね、お聞かせ願えれば。ちょっと長くなりましたけれども。

議長：ありがとうございます。今の内海委員の御意見によりますと、当初プラン作りに関わった、私も関わりましたが、事務局の方々には今の改訂版ですね、平成 12 年の時にいらした方いらっしゃいますか、当時担当者として。いらっしゃらないですか、私はおりました。あと、委員の方の中に最初のプラン作りの時に係った方いらっしゃいますでしょうか。何か私だけということ。

今、私がここの議長という立場におりますので、できれば皆様方の御意見を伺った後で少し意見を述べさせていただこうかなと思っておりましたし、それからプランということ

ですので、基本理念等については、一応文書として最初にまとめてありますので、それとそんなに違うことは申し上げられないと思うんですね。ですから御意見をいただく中で、私のほうから少し補足に説明させていただいたり、その時の事情をお話ししたほうがいい時に発言させていただきたいと。後、ちょっとまとめの段階で、私なりの新しいプランに対する期待を述べさせていただきたいと思っておりましたが。その時でよろしいでしょうか。では、部会長をお引き受けくださいました内海委員からも非常に貴重な御意見をいただきました。

他に、はい。どうぞ。

蛭名委員：蛭名と申します。勿論国とか県のこういう施策というのはとても大事なものだと思いますが、私は地方のほうに、町のほうにおりますと、やはり一般の住民といいますか、町民といいますか、そういう方々への浸透というのはまだまだ進んでいないというふう実感しています。

そして、男女共同参画を推進していくためには、やはり個人の意識改革とかそういう本当に一人ひとりのところから積み上げていくものではないかと思っておりますが、それではどうやって個人のところから男女共同参画というもののプランであるとか、色んな意味であるとかを知らせていったらいいのかなというふうなことを考えますと、全く小さなサークルとかそういうところでも勿論いいとは思いますがけれども、私はやはり町村の、自治体といいますか、地方自治体のほうとか、そういうところの行政の側のほうからの何かしらの働きかけというものがとても影響が強く受け入れられるものの1つとしてあるのではないかと思います。

それで、県のプランとかを見ますと、市町村に対しての取組みというものが今までどういうふうに具体的な形で行われてきたのかというのをちょっとお聞きしたいのと、後、これから市町村に対しての進めていく方向としてはどのようなことを考えているのかということをお聞きしたいと思っております。

議長：今の蛭名委員の最後の御質問のところについてお答えいただけますでしょうか。

事務局：確かに市町村のほうで事業というか、男女共同参画についてはやはり進んでいないというのは私のほうも実感しております。そういうことで先程お話ししたとおり、私共のほうで市町村において基本計画、努力義務になっているんですけれども、これらについても、できる限り策定して欲しいということで、実は昨日も市町村の担当課長会議を開催いたしまして、皆さんのほうに可能な限り計画を作るようにということでお願いしております。

そのために、単なるお願いだけであれば難しいので、内海先生のほうにも色々お願いしておりますけれども、アドバイザーの派遣とか、色々市町村のほうから要望があった場合には、それらに対応するように私共も努力しております。

今後、実はまだこれからですけれども、私共のほうでもやっぱり首長が意識することによってかなり男女共同参画は進むのではないかとということで、次長と、実は町村回りを始

めようということで、2日から色々アポイントをとって訪問することとしています。現在少しずつ進んでおります。

議長：今のことについては事務局からこのような御説明だったと思いますが。今蛭名委員から御発言がありました市町村における取組みの促進というのはとても重要だと思うんですね。それで初期にはかなり進みまして、八戸はかなり早い時期に条例も策定しましたし、それから、今は市町村合併で、町村の配置が変わってしまいましたけれども、8市では一応プランは全部作られていると思うんですね。それで平成16年当時ですか、8町位でプランは作られている状況にあったと思います。

その後町村合併が進みまして、その中でそれまでプランを作ろうと思っていた市や町もちょっと一旦ストップがかかり、新しく合併をした後で、またその状況を踏まえて作ろうというようなことが言われたと思うんです。私の知っている範囲で見ますと、まだ合併の後の組織体制がまとまっていないということもあるのかもしれないんですが、なにかウヤムヤにされてかなり後回しにされていたり、当初は課として男女共同参画課というのが置かれていたものが、室に格下げになったり、あるいは組織図から名称が消えてしまったところもあったりするんですね。

ですから、やはり今の市町村への男女共同参画の取組みの促進といいますか、働きかけは是非県としてもしていただきたいと思いますし、プランのほうにも重要事項として盛り込んでいく必要があると思っております。

内海委員：調査をしなければいけないんですけれども。実は所管が首長部局のどこになるのかは非常に重要なんですね。当初、元々これは啓発事業からきたので、教育委員会が男女共同参画をやったわけですけれども、いよいよ実施の段階に来たときには首長部局に持っていった。今、一部は、私がアドバイザーでいろいろやり取りをする時には広報広聴課みたいなところですよ。その前は企画が割合多かったんですけれども。一体どうなのかというのは1つあると思うんです。これは以前、生涯学習絡みを進める時にも本部事務局はどこが所管であるのかを我々調べた経緯があるんですよ。それによって温度差という用語弊があるんですけれども。そういう取組みは分かると思うんですよ。

それから、吸収合併の場合は前の基本を持っている。そこに入っていきますので、そのまま生きていると思いますが、対等合併の場合は非常に難しいと思うんですね。条例を作り、いわゆる公募で委員をやるのかどうかというようなところも議論になりますので。

そういう意味では所管が何処であるのかというのは当然これから調べて、それで町村の担当者を含めてやっていかなければいけないと。同じようなことで、実は「フェア」をやる場合に首長部局が所管ですと、人集めのノウハウがそれほど長けているとは言いませんけれども、やっぱり大変なんですね。ところが教育委員会の社会教育とか生涯学習は人集めが非常に上手なんですよ。タイアップしてやればいいんですけれども。やっぱり縦割りですから全然あまりタッチしていないという経緯を私も何度か見ていました。本当にそういう意味では重要だろうなということは実感しています。

議長：ということで、とても貴重な御意見だったと思いますが。その他でも、これまで出された意見に関連してでも結構ですので、どうぞ御自由に。

成田委員お願いします。

成田委員：企業に食い込む以前に、やっぱり市町村の女性の参画促進というのでは、市町村の行政関係が組織的でなければいけないと思うんですね。誰でもわかる組織体制になっているかということにとっても疑問を持ったのは、私の今所属している団体は、そこから発足して、現在市町村の取り組みをどうするかというところに首を突っ込んでいるですけども。その前に私たちが各市町村に男女共同参画的な発想がその市町村でどれだけあるかどうかので、教育委員会も含めて、男女の混合名簿のことから、色んなことをアンケートを取ったことがあるんですが、書類が何処へでも回って歩いて分からないという市町村、役場もありまして、駆けて行って、また置いてきたと。それぐらいしつこいことをやったことがあるんです。

というふうなことからも、もう本当に 10 年以上経っているんですが、この度あるところへ 3ヶ所ぐらい出かけてみましたら、やっぱり役場の中を見ても部屋の明示がないですね。やっぱりその辺のところ、首長さんの問題もあるでしょうが、議会議員のその方たちの意識の中にもそういうふうなのはなかなかないようです。最終的に、私たちはちょっといじわるで県議会議員に食い込みまして、ちょっとヒヤリングをしてみました。これは公開ではありませんから、完全に個人的に下調べという意味で、県議会議員何人かに言ってみました、「ああ、そういえば」という意識です。

ですから、私たちはやはりさっき出てきましたように、数値的なものもそうですけれども、もっと大事なのはやはり現状の捉えがどうあるか。捉えがないうちは前進もないだろうと。まず捉えているかどうかというそういう意識があるかないかということからスタートしなければ、この改定案を作っていくとしても、それはやっぱり空回りかなと、文字だけ並ぶのかなというような気がしています。

正直な話、本当にその辺のところ、行政が声をあげてくれるところをとにかく強力にしていかなければいけないような働きも、私たちこの会は持っているのかなというふうに感じております。

議長：今、成田委員からも、市町村の組織のあり方自体が問題で、現状も十分把握されていないんじゃないかというお話しがあったと思います。事務局のほうから前回のときに資料の配付と若干の御説明があったと思うのですが、基本計画になりましてから、これは条例に基づく基本計画ですので、年次毎の報告書を作って公表するということになっておりまして、その概要版が皆様のお手元に配布されていると思います。もう少し本体は分厚いものなんですけど、一部の施策についての現状把握ですよね。数値的なものもありますし、先程私が申し上げましたけれども、市町村でのプランの策定状況等についても記載はされているんですね。ただ、ここに挙げられているすべての施策についての報告書ということにはなっていないのですが。こういう形で一応現状が把握されているのと、あと平成 15 年で、16 年発表の「青森県の男女共同参画に関する意識調査」というのも行われています。

それからアピオ等でこれまで行っていましたが調査研究の中でも、男女共同参画に関するテーマのものがなされていますので、色々な面で調査と申しますか、実態を把握するための調査等が行われているのですが、それが十分まとめられて活用されているかどうかということについては、まだまだ努力の余地があると思いますので、そのことも含めて、是非今度のプランには、どういう形で盛り込むことになるかわかりませんが、視点を置く必要があるのではないかと思います。

ほかに、今のことに関連してでも結構ですけれども、どうぞ自由に、まだ時間がございますので。

熊倉委員よろしく申し上げます。

熊倉委員：今のと視点が変わってしまうんですけれども。先程委員の方の中からお話がございましたように、今のお話も本当に県の実情に即したものであるということで、県の特色を生かした内容にすることはとても重要だと思うんですけれども、やはり、国で作っている計画も踏まえるというか、そこも確認しつつ県の特色も生かすということも大変重要なことなんだろうと思うんですね。

と申しますのは、社会全体で取り組んでいかないと進んでいかないとこの部分がございまして。国を出している基本方針という現状と、全く県の現状に即さないものであればそれは結構なんですけれども。やはり色々な県、色々な人々の積み重ねの上で国全体の問題点が浮き上がって、それに対して検討された施策ということになりますので、県でも同様の傾向というのは多分に見られるということになりましたときに、そこを皆で全体で取り組んでいくというのがとても重要だと思うんです。

ちょっと各論に入って申し訳ないんですが、私も大変多くの資料を頂戴しておりましたので、特に私どもの関連の、雇用ですとか労働の部分全般に再度見たんですね。それで、特に国のほうで示しているものとか、従来の県のプランとかをいろいろ考えまして、これから専門部会のほうで基本的な考え方の検討を行っていただくに当たって、突然各論に入って申し訳ないんですけれども、例えば、現在のプランの改定版をとりまとめてあります、資料の3のところ、基本計画の「青森男女共同参画プラン 21」、もうちょっと改定版の本物を見ていただければいいのかもしれないんですけれども、大きな3の「職場・家庭・地域における男女共同参画の実現」の中の7番「男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援」というところを見ていただいた場合に、今回の国の基本計画ですと、それに相当するのが5番ということで。項目としては特段二重線が引張られている部分はないんですけれども、この中で、私が拝見していて、是非このあたりをもう少し盛り込んでいただきたいと思いましたが、働き方の見直しということに対しての視点が、前回の改訂版のところではあまり触れられていないのかなという部分がございました。

今回、国の基本計画の中では、そのあたりを、かなり少子化が急速に進んでいるというのでもございまして、そのあたりの働き方を見直していくということがかなり重要視されております。そういったことは社会全体で変えていかないと、一人ひとりの意識の問題に戻るんですけれども、なかなか変わっていかないとこの部分があります。そういう視点も是非ちょっと強く盛り込んでいただけたらなあと思いましたが。専門部会で御検討いただく際

には、そういったところも少し御検討いただければと思いました。

全般的にパッと見て、今日は参加させていただくに当たりまして、特に強くその部分を思ったものですから、それ以外はいいのかということでもないんですけども、それだけはちょっと今お願いをしておきたいなと思いました。

国が出してきた状況というのは、色々な県の積み重ねの上にありますので、そのところも、県ではどうなんだということをよく検証していただいて、それを踏まえた上で、ここは必要ないということであれば結構かと思えますけれども。やはり全体で変えていかないと変わっていかない部分がございますので、そういったところをきちっと押さえていただきたいと思えます。

議長：ありがとうございます。今の御意見も大変貴重だと思います。勿論青森県の実情に即しながらではありますけれども、全体的な社会の方向は、男女共同参画社会ということで日本社会全体の問題でありまして、青森県も当然その中の1つの県でありますので。全体の状況を把握しつつ、それから全体で行われている施策も把握しつつ、それを県にどのように生かすかという、そのような姿勢で取り組むべきだろうと思えます。

ちょっと語弊があるかもしれませんが、県が独自に取り組むと言いましても、なかなかスムーズにいかない場合もあります。そのような場合には、やはり国で、このように、基本計画もそうですが、男女共同参画社会基本法ができて、その中で、特に都道府県では、プランを作るということが定められて、その後押しを受けて作っているという面も、勿論自主的に取り組みが始まっているところもありましたが、そのようなこともあります。そういう点からも、国で示された施策というのは重要事項として、まずは検討課題には挙げられるべきかなと思っています。その節には是非御協力をお願いしたいと思います。

佐々木委員：私も多分、最初の計画から参加していたような気がします。それで男女共同参画というのは、地域、家庭、職場で進められなければ進展していかないのだというふうに思います。

特に、私は労働組合の代表で出ていますので、職場の実態を見ますと、県の施策で職場の場合どこまで入れるかという、なかなか難しいのであって、それは労使で解決をするなり、進展させていかなければ改善していかないと考えます。

まず労使ということになると、私たち労働組合の力が弱いというのがありますけれども、どうしても県内の組織率というのが非常に低くて、今12~13%ということになります。そうすれば、労働組合のないところでの男女共同参画というのはどうあるかという、法律で、今、均等法とかもありますけれども、それ自体守られていないところも大変多くあります。その中で、法律さえ守られていないところで、県の施策で作ったからといって、それはなかなか改善していかないと考えます。

先程、県の計画を作る、市町村でも計画を作る。それは確かに大事であります。その計画を作っただけでは、そこからは進まないだろうと。作った当事者、たとえば県の職員なり、市町村の職員が、家庭、職場、地域で実践をしていくことが一番進展していくことなんじゃないかなと思っています。ですから計画を作って、それで「良し」ではなくて、それを

どう実践していくかということをお皆さんとこれから考えていきたいと思ひます。

議長：どうもありがとうございます。先程私がお伺ひしたときにはどうだったかなと思われたかもしれませんが、佐々木委員も最初のプラン作りに関わってくださったのだと思ひます。また、色んな形で御意見をいただければと思ひます。どうもありがとうございます。かなりの委員の方々に御発言いただきましたが、まだ御発言いただひていない方がいらっしゃると思ひますので。

では内田委員よろしくお願ひします。

内田委員：事務局から膨大な資料を送付され、日夜、大変な御尽力のこと、頭の下がる思ひです。

こうして事務局、県側から生で説明が聴けることで、これまでの経緯が分かり、これからのことがよく分かることです。加えて委員の皆さんの御意見には、同意・同感であることを感じております。

私は、資料の中から特に心したのは、資料「7-4」次世代育成について、また、「7-5」の少子化について、そして「3-3」基本計画の背景の中の様々な部門についてです。一日も早く安心してこどもを産み育てる、地域の力こそ育てたいと思ひます。

様々な法改正が、駆け足で来ておりますが、現場に帰りますと、幼児の施設を3つ、知的障害重軽度施設3つを運営いたしてあります。正直、委員をお受けするまで「男女共同参画社会」について、活字だけの理解であったと思ひてあります。私自身の意識が大きく変わってきたことを踏まえ、認識するところを現場へ持ち帰り、自分の住む地域から、意識の改革、浸透の一助になればと思ひます。

議長：貴重な御意見をいただいたと思ひます。私も後程自分が発言するときに申し上げようと思ひておりましたが、今でこそ国を挙げての施策になっておりますが、そもそもは、日常生活の中で生活している、特に女性が抱える問題が社会問題であると、社会的に解決しなければならない問題であるという、そういう認識が作られていく中で、今ここに至っているんですね。

ですから、逆に言えば、今、実際生きて生活上の様々な困難を抱えている方たちを支援するというか、そういう方たちにとっていい方向に働かなければこの計画を作るこの意味はないのではないかと思ひますね。

そういう意味で、皆様方から先程来出されています国の基本計画ができたからそれに照らして青森のほうもそのまま直せばいい、体裁が整っていればいいというものではなくて、実際の私たち一人ひとりの生活、生き方がより良くなって、そこで暮らしていることに喜びを感じられるような状況にすることが、最初の出発点であると同時に最終的な目標であると思ひますので、そのようなことを常に念頭に置きながらプランに反映させていきたいと私も思ひております。貴重な御意見だったと思ひます。

名指しするようになってしまひますが、筒井委員にもよろしくお願ひします。

筒井委員：現在高等学校の家庭科の教諭をしている人からの話なのですが、私も常々思っているんですけども、家庭科教育ということが一番基本になっているところであろうとは思いますが、高等学校において、家庭科の時間というのが非常に少なくなっているということで、家庭生活を営めない社会人が出来上がっているのではないかという声があるんですね。

現実、今家庭科の教諭をしている先生の中から、家庭科という時間が非常に少なくなっている、各高等学校においては、進学等に関する時間にとられているのかもしれない教育現場なんだろうと思いますが。高等学校に総合学習ですか、週1時間、何に使ってもいいという時間があるんだそうですね。その1時間というのを家庭科に充てられている先生が結構いらっしゃるという。それと、ホームルームを持っている担任の先生がその部門に当たっているのですが、専門外なので、踏み込んでいけないというジレンマに陥っている先生もいるということを知っているから、今ここに教育というのが入ってきたんで、その辺をもう少し考えてみたら、もう少し男女共同参画という視点も考えられるのではないかと、家庭で男女共同参画がなかなか教育されていないという部分があるみたいなので、そこも少し視点に置いていいのかなということも思っていました。

議長：ありがとうございます。実際のプランを御覧いただきますと、施策の中に家庭科教育というのが入っていると思うのですが、この体系の中には家庭科教育というものが見えませんが、その重要性についての御指摘だったと思います。それでよろしいでしょうか。

筒井委員：家庭科の先生がもう少し食い込んでお話ししてもいいんじゃないかということをお話を聞いたので、そういうことを申しますと、校長のほうから「次はないよ」と言われるという話が出てきました。今、校長先生がいらっしゃるんでそういうこと言っちゃいけないんですけど、そういう話も出てくるので、自分の本音を言えないという先生方が結構いらっしゃるということを知りましたんで、こういうことはどうなのかなというところで、申し訳ございませんが。

議長：佐藤委員への直接的な御質問ではなかったと思いますが、お答えいただけるのであれば、いい機会だと思います。現状を。

佐藤（紘）委員：高等学校の家庭科に関することですので、現状を若干お伝えしなければ誤解を招くなどという意味で、確かに家庭科については、特に普通科の高校については、単位数そのものが全体に減ったこともあって、家庭科が週2単位、2時間というのが普通科高校の場合大方になってきています。

おっしゃるとおり、私自身も高等学校の家庭科部会に入っています。普通科高校でも家庭科部会に入って、その重要性は教育活動の中で、家庭科という2単位の授業だけではなくて、学校生活全体の中で生徒の生き方だとかあり方だとかをきちっと教えていこうよ。教科の中だけでの家庭科教育ではなくて、そういう教育をしっかりとしていこうということ

です。

実は自分のことを申すのも何なんですけど、今、中央教育審議会の委員を、高等学校部会と特別部会の専門委員をやっているんですけど、この中でも家庭科教育をしっかり大事にしていこうということ。それから総合的な学習の中でも様々な体験を通して、生徒が生きていくための力をつけていこうよということで、提言はしています。ですので、現状は確かに厳しい状況にあることは確かですが、教育活動全体の中でやっていこうということですので、御理解をいただければ。

議長：どうもありがとうございました。お2人のお話で、家庭科教育の重要性について少し認識ができたのではないかと思います。さっき申しましたように、プランの中に入っておりますが、その点についても注目していきたいと思います。どうもありがとうございました。

まだ御発言いただいていないのは、三上委員かなと思いますが。三上委員は ViC ウーマンでいらっしゃって、農業経営のお立場から。

三上委員：農村女性の立場からですけれども、6番目のプランのほうに、農林水産業及び自営の商工業におけるパートナーシップの確立。こちらの改定版のほうには、現在の現状と課題が載っていますけれども、本当に一部の人にしか、この参画というものが浸透していませんので、知らない人たちへの分かりやすい周知をお願いしたいなと思っております。

議長：どうもありがとうございます。私も、数年になると思いますが、農村女性の方々に少し関わらせていただいております。青森の地域性ということで一番あるのは、農村あるいは農村女性の方たちの状況に対する改善ですよね。それが必要かなと思っておりました。今御発言ありましたように、政策としてはかなり行われていると思うのですが、それが一部の方々にしか伝わってなくて全体状況を変えるに至っていないということについては、今回のプランでも十分認識して取り組みたいなと思っております。私が回答するもの変なんですけど、ありがとうございました。

半ば強制も含めまして、全員の方々に今御意見をいただきましたが、出されました御意見について、さらに御意見というのがございませんでしょうか。

蛭名委員：今までに対しての意見ではないんですけども、学校教育の中で、小学校、中学校、高校の中での男女共同参画に対する学習というのはどの程度のものが行われているのでしょうか。ちょっとお伺いしたいのですが。

議長：どなたに伺えばいいでしょう。混合名簿の実施率等については若干数字が出ておりましたけれども、実際の内容ですよね。どういうことが行われているかというのを、小・中学校ですか。

蛭名委員：できれば。

議長：どなたか、その実情を。

内海委員：家庭科の教科書の中では、男女共同参画についてはかなり細かく書かれています。制度的な問題は、これは別物ですよ。混合名簿は揺り戻しがあって、何のために逆にするんだということもあるんですけども、以前よりは、教育上の男女平等というのがあるというような発言をされなくなりました。校長先生方がされなくなりましたから、逆に言えば、相当レベルが上がったと言えます。

私は今、小中もそうなんですけども、大学と短大の両方に関わってしまして、女子学生は就職のときに、就職するかしないかという選択であまり悩むことはないんですよ。できるかできないかは悩みますけども。男子学生は、就職しないと大変なんです。この違いがあるのですよ。女子学生は、職がなかったら「まあいいや」と。ニートの中の一部にいわゆる家事手伝いありますけども、そういう発想がまだ根強くあるんですよ。ここは、男子学生と女子学生の卒業時における就職活動の置かれている実態ですね、これは大きいんです。

これをずっと小学生のときから見ていきますと、かなり一生懸命色んな意味でパートナーシップだとかコラボレーションとか、家事のこととか、いろんなことが以前よりは良くなったと思います。

それからもう1つは、学教センターの中でも、家庭科を含めた先生方の研修、総合学校教育センターの中でもやっていますので、特別その先生、つまり、教科担当以外の先生でも研修などでそういうものを学習するという傾向が出ています。

あとは、中学校ベースは、我々のような人間をというと語弊があるんですが、どういう時間帯かよくわからないんですけども、わざわざ呼んで、中学生に授業してくれというのがあります。私も過去何回か、何時間か中学校に出かけてやったことがあります。はるかに反応はいいですよ。すばらしいくらい。これはびっくりすると思いますけれども。

議長：どうもありがとうございます。今の件について御質問という形でしたが、海老名委員は何か御意見がございませうか。

内海委員：2つだけ、実は切り口をどうするかということで。たとえば、教育は、三育の中に食育というのがあったわけです。学校は給食をやっています。本当は寝泊まりするような場所でご飯を食べるのはよくないと、僕ら小さいときに教わりましたけれど、学校は授業を受けるところも弁当食べる場所も同じ場所です。最近では、僻地はきちんとした食堂を持っている学校もありますけれども。

実は給食指導、八戸は中学校では学期ごとに弁当を持って来いというのがあるんですよ。大反対が出た末に今は学期毎なんです。実は食育の中で給食にかけているお金どの位かというのを今度調べる必要があると思います、青森県で。どう考えても160何日しかないんですよ、1年間で。しかし、1日3食、食べて計算すると、6分の1しか給食には割り当てていないはずなのです。けどものすごいお金を使っているんです。しかも、生活習

慣病が蔓延しているわけですね。そういうことも、実は、さっきの家庭科教育含めて、まさに人権と申しますか、そちらのほうでやる。

あるいは、もう1つは、私は過疎なるがゆえの国際化というのがあると思うんです。先程家族経営協定についてありましたけれども、農村に限らず漁村もそうですよね。それから、いわゆる中間山村もそうですけれども、東南アジアを含めて、外国人を跡取りと申しますか、お嫁さんを連れてきてというのがあるわけですね。これは過疎なるがゆえの国際化なんです。つまり、県とか市町村がやるんじゃなくて、自らがそうやっていると。青森県は結構おります。

これは実は学校教育で、今度子どもが生まれて、その子どもたちに成績云々と、これはアメリカと同じように、フィリピンでは英語も何々語も、先生方も知らなければいけない。こういう中での男女共同いわゆる人権の問題ですね。国際的な人権をどうするかというのは、郡部に入れば入るほど、実は隠れた大きな問題なんです。これはなかなか外に出てこない。つまりドメスティック・バイオレンスのように相談があまりない。

そういうものをこれからはどうするかというのを、多分今度のプランではどこまで出てくるか私は分かりません。というのは、子どもがまだ小さかったりですから。青森県含めて、そういう過疎なるがゆえの国際化を、実態ですので、制度ではなくて。そういうものが進んでいるのに対して、子どもはある種の眼を向けて、アンテナを張ると申すんですか、そういうことは必要だろうと。

そういう様々な切り口がどの位皆さんから御意見をいただいて、我々検討部会で取捨選択しながらうまく盛り込められるかというのが、多分今度のこのプラン改定の際の大きなキーポイントになるだろうと私は思っています。

議長:ただ今、部会長から、皆様方の御意見を基にどんなプランができるかということで、まとめのような御発言いただきまして、私も部会の委員として、それに同意して、取り組みたいと思っております。

時間が迫って参りましたので、最後になります。最初に申し上げましたように、私も青森県の男女共同参画に関しましては、かなり早いというふうに申し上げればいいのかもかもしれませんが、このプラン作りの前から関わらせていただいておりますので、そのことも踏まえまして、今現時点で新しい改定のプランを作るに当たって、このようなことを重点、ポイントに置いて作成する必要があるのではないかと申す、あくまでも個人的な意見ですが、2、3発言させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

理念に関しては、先程も申しましたように、国の基本法に照らして、それから青森県の男女共同参画推進条例にも記載してありますので、それがその理念だと申し上げるしかないのですが、でも文章ではなくて、本当に突き詰めて言ってしまうと、私は一人ひとりをいかに大切にするかという、そのような社会の実現を目指すものが男女共同参画社会なのだというふうに思っています。

ですから、女性だけが幸せになればいいとか、子どもだけが幸せになればいいとか、あるいは高齢者だけが幸せになればいいということではなくて、性別を問わず、あるいは年齢、それぞれの立場、障害の有無も問わず、一人ひとりが個人として尊重され、自分らし

く生きることができる、そういう社会を目指そうということで取り組まれてきたものだと思います。それが、今、男女共同参画基本法あるいは男女共同参画基本計画ということで結実しているものだと捉えています。

ただ、結実しているとは言いましても、あくまでも土台といいますか、枠が作られた段階でして、その枠、土台の上にどのように実際にそういう社会を作っていくかということで、先程第2段階かなというふうに申し上げました。

それで、その第2段階で必要なのは、皆様からの御意見にもありましたが、私はやはり、男女共同参画社会というのが本当にどういう社会なのかということ、それがお一人、お一人の今の現状と生活、生き方の選択にどう関わっているかということをお一人、お一人が理解していただく、そのことが必要ではないかなと思っています。

これまで関わって参りまして、私は自分自身の問題として、個人、グループを含めての運動という形で取り組んでようやく行政課題になったということも、非常に大きな画期的なことなのですが、行政課題になったがゆえに、行政からの啓発活動、あるいは施策として、住民、県民に施されるという面が出てきたのではないかと思うのですね。

でも、先程言いましたように、決してそれは上から押し付けられる、上から与えられるものではなくて、お一人、お一人のところの実態に即して変えていかなければならないものだと思うんですね。そういう意味で、今まで啓発という言葉を使ってきましたけれども、啓蒙よりはよろしいんでしょうけど、私は啓発という言葉自体を使うことを止めるべきではないかと思ひまして、それに替わるものとして、県民の方々の中にも色々いらっしゃいますけれど、事業者、あるいは地域、団体等に関して、個々人も含めてですが、男女共同参画に対する理解を広め、深めてもらうための様々な、あるいは方法を用いる。そのための取り組みが必要ではないかと思っています。

先程来出ております地域もそうですし、学校でもそうですし、それから私は、このプランを作っている主体であります行政ですね、行政の方々の中でも、お一人、お一人に関わる問題だという認識を持っていただくための働きかけ、取り組みを最重視していくべきではないかと思っています。

県は、御承知のように、非常に財政的に厳しい状況にありまして、どんどん予算が減らされている段階にあります。ですから、モノを作るとか、新しいものを何か立ち上げるといったことではなくて、今申し上げましたような、一人ひとりの意識に働きかけるような活動であれば、それほどお金をかけなくても、しかも実態に即してですから、よりきめ細かい取り組みができるのではないかと思っています。是非、今回のプランにはそのような視点を盛り込みたいなと思っています。

それと関連するのですが、女性が意思決定過程に参画するのは国でも最重要課題に挙げていまして、2032年というちょっと長いスパンですが、30%の目標を挙げています。それも県でも考慮したいと思いますが、女性が意思決定機会の過程に入ると同時に、私は男性の家庭参画を進めるための具体的な数値目標を挙げた取り組みを、是非今回のプランに盛り込みたいと思っています。前回のプランでもかなり強く主張したんですが、時期尚早ということで見送られてしまいました。

先程、熊倉委員からもお話がございました、働き方を変えるということは、結局今まで

の仕事中心の生き方、生活を当たり前としてきた男性の標準を変えなければならないんだと思うんですね。男性の、専業主婦を前提とした働き方を変えれば、子育ての両立に私は即つながらるのではないかと思うんですね。

様々な反論はありますが、そのための第一歩として、若い世代の男性には、自ら家庭生活に関わりたいと考えている学生も、私の受講生も含めて増えているのは事実ですので、そのような意志を持った男性の育児休業取得、あるいは育児休業という長期的なものではなくて、労働時間の短縮という形でも結構ですので、是非それを、まず県庁内で先駆けて、目標値を挙げて取り組んでいただくという、そのことを是非今回は盛り込んでいただきたい、あるいは盛り込むように委員としても発言していきたいなと思っています。

それと、皆様方から出ました意見と重複しますが、これまでも、いくつかの施策については数値目標を挙げて、先程の年次報告書の中でもまとめて公表しておりますけれども、そうではない、そここのところでは見えない、もう少し詳細な現状把握についての調査研究ですね。非常に私は無駄なことをやっているなと思っていますので、その辺を体系的に整理し直して実際にこの部分がどうなっているかということ、一度に全部やらなくてもいいと思うんですね。そういう調査研究を充実させていくということも盛り込めればなと思っています。

すみません、私の意見が長くなりまして。以上にさせていただきたいと思います。最初に申し上げましたが、今日は第1回の審議の機会ということで、皆様方からいただいた御意見は、勿論事務局も記録しておりますし、後程審議会の議事録として掲載されることになっております。それを踏まえて、専門部会のほうでも検討していただきたいと思っています。

あと、今日の議論を踏まえて、後日御意見がありましたら、いつでも結構ですので、事務局のほうにFAX、ちょっとそのことについても御案内いただければと思いますが。事務局宛に御意見を寄せていただければよろしいでしょうか。どのような形でも結構ですので、御意見がございましたら事務局にお知らせください。それは、専門部会のほうに伝達されるようにしておりますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

では、ちょっと予定の時間を超えましたが、今日のプラン改定についての協議は以上にしたしたいと思います。

(2) 各種審議会等への女性の登用状況について

議長：次に、議題を進めまして、先程ちょっと話題になりましたが、青森県における各種審議会等への女性の登用状況について、事務局から御報告いただきたいと思っています。

事務局：資料8ですが、18年度4月1日現在の登用率が出たわけですが、17年度と対比しながら御説明申し上げたいと思います。昨年度、県の行政改革の一環といたしまして、附属機関の廃止統合を含みます見直しがされてございます。

そのため審議会の委員の総数ですが、平成17年は1,144名だったんですが、145名減りまして、999名。その内、女性委員につきましては404名だったんですが、78名減りまして326名ということで、いずれも減っております。率でいいますと、昨年が35.3でござ

いましたが、今年の4月は32.6ということで、2.7ポイント下がっております。この下がり方は、最近ちょっと下がり傾向にあるんですが、最近になく大きな下がり方ということになろうかと思えます。

なぜ、それだけ大きく下がったのかということなんですが、色々あるんですが。一番大きなのは、次のページを開いていただければ、防災消防課のところに、「青森県国民保護協議会」というものがあるかと思えますが、これはいわゆる国民保護法の関係で今年の8月に設置された附属機関ですが、人数が委員総数53名ということで、附属機関の中では一番組織が大きな審議会になります。ですが、法律によりまして、委員のメンバーが自衛隊職員とかいわゆる充て職といいますか、決められているということもございまして、女性が1人しか入らなかったということがございます。この影響はかなり大きくて、2.7ポイント下がったという現状でございます。

しかしながら登用率の目標としては、かなり高い数値を県としては目標として掲げてございますので、引き続き女性登用には努めて参りたい。新たな方の発掘もありますし、女性委員が入っていないところもございまして、そういう附属機関の解消などを含めて努力して参りたいと思えます。

ちなみに、青森県の数値は全国的にはどうかということなんですが、全国の物差しがみんな違います。全部の委員会を含めているところもあれば、先程のような委員会ははずしているところもございまして、全くルールがない世界ですが、うちのほうは全部含めているんですが、去年の数値、今年のもは夏でないちょっと分からないのですが、去年の数値ですと、鳥取、島根、徳島に次いで4番目というのが去年のデータです。今年は本県は下がっていますが、他県のほうが、やはり国民保護法の関係はどこの県でも作らなければならないというものでしょうから、その辺の影響がどうなのかというのは、これから夏にかけて分かってくると思えます。登用率の関係は以上でございます。

議長：各種審議会等への女性委員の登用状況について、御報告ありました。いろんな事情により若干下がっているようですが、この件について、御質問・御意見等ございませんでしょうか。では、御意見がないということで、次に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(3) その他

議長：最後の議題になります「その他」ですが、本日は事務局から、青森県附属機関に関する条例の一部改正及び男女共同参画センターの事業実績等についての説明及び報告があります。よろしくお願ひします。

事務局：まず最初に青森県附属機関に関する条例の一部改正について説明いたします。この度の条例改正は、行革に関連してかなりの改正となりました。改正後の条例から当男女共同参画審議会に関する部分を抜粋して資料1としております。

主な改正点は第8条に新たに苦情等部会が規定されたこと、及び別表第1のとおり定数が20人から15人になったことの2点です。なお、苦情等部会については資料2のとおり運営要領を定め、部会委員については今年度4月1日からの円滑なスタートのため、平成

18年3月23日付け青青男女第493号で通知しております。会長の指名により、佐藤恵子委員、内海隆委員、佐藤正勝委員にお願いし、部会長は佐藤恵子委員となっております。ちなみに、現段階でまだ苦情等の申し出はありません。

引き続き、男女共同参画センターに関して、平成17年度の事業実績を私から、平成18年度の事業計画については笹井館長のほうから説明いたします。

最初、資料9-1のほうを御覧いただきたいと思います。一番最初は、情報事業ということで、情報ライブラリーの整備運営ということになっております。これらについては、まず蔵書が17年度末現在で14,165。それからビデオ等DVDも入りますけれど520ということで。そのほか、ずっと下のほう、インターネットによる情報提供等については、当初あまりアバウトだったんですけど、現在は32,252ということで、17年度結構なアクセス数がありました。

その次が、1ページ目のあおもり女性大学の関係ですが、これについては、先程もお話しましたが、平成11年度に第一期生が生まれ、今回まで85名の方が卒業し、県の審議会等には39人、市の審議会等には46の方が、現在活躍しております。

その次が、オープンカレッジということで、2ページ目ですけども、昨年度は開催6回、うち5回については市町村のほうへ出前講座ということで出かけております。むつ市、八戸市、十和田市、平賀町、つがる市ですけども、結構な参加人員がありました。というのは、昨年平賀町で住田裕子弁護士を呼んだとき、かなりの人数の方が来られたということがありました。

その次が交流事業ですけども、男女共同参画フェスティバルということで、去年、神津カナナさんに記念講演をしてもらって、その後知事のパネルディスカッションということで、約450名の方が参加しております。

その次が相談事業ということで、私共のほうで、一般相談、専門相談ということで、昨年度は928件の相談がありました。

以上、昨年度に関して簡単に説明しました。

笹井館長：青森県男女共同参画センター及び青森県子ども家庭支援センター・アピオあおもり館長の笹井でございます。よろしく申し上げます。また、副館長の小山内男女共同参画事業部長でございます。よろしく申し上げます。

それでは、せっかくの機会ですので、当アピオあおもりの事業概要を簡単に御説明したいと思います。実は、皆さん既に御承知のとおり指定管理者制度導入ということで、この4月1日から、民間企業3社共同体によるアスタクグループという民間による管理運営ということになりました。しからば、このアピオあおもりを運営するに当たっての基本方針は何かということ若干まずお話したいと思います。

まず第1点ですが、これはメリットと言えるかもしれませんが、アピオの職員でございますが、男女共同並びに子育て支援ということで、NPO活動あるいは日常から市民運動に参加されている職員を確保できたということでございます。実は、昨日、弘前大学の日

景先生のお話を聞く機会がございました。男女共同社会の実現のためには、行政に携わる者等々プロの意識を持って欲しいと、全くそのとおりだと思います。そういう意味では、非常に事業に精通した職員を確保できたということが、まずは最大のメリットと考えてございます。

それから第2点ですが、複合施設、先程お話したとおり、男女共同参画センター及、子育て支援センターと、2つの複合施設を一本化したということによる、2つの事業確かに我々委託しているのは、環境生活部といわゆる健康福祉と2つの事業がございませけれども、これらを横断的に複合的に事業を実施して、非常に相乗効果を高めるという効果を期待できると思っております。

それから第3点は、NPOと市民活動の団体、グループの協働、共に働く、を推進する中間支援施設と、こういうものを目指しているということでございます。男女共同参画社会及び子育て支援社会の形成という意味では非常に民との協働が不可欠であると。我々が仲立ちをし、民間と市町村との中間的な支援施設という位置づけで今後進めていきたいと考えてございます。

具体的な事業につきましては、若干説明いたしますが、資料の「9-2」の7ページをお開きください。各種事業につきましては、これまで県が直営でやってきた事業を基本的にはそのままやる他に、我々アピオあおもり、アスタクグループとして、新たに実施事業としていくつか計画してございます。その1つが、7ページの1、企業セミナーというものを企画しております。

我々企業でございませるので、非常に商工会議所、青年会議所等非常に幅広いネットワークを持ってございます。そのために、企業の方や青年会議所、あるいは商工会議所を対象にしまして、内容は個性を尊重し、性別にこだわらず、能力を発揮できる男女による21世紀の働き方について、3ヵ年計画で事業を実施したいと考えてございます。当面平成18年でございませますが、特に経営者の方々を対象に学習会を開催し、啓蒙普及活動を行うということにしてございます。

それから、2の高校生向け男女共同参画学習プログラム作成ということでございませますが、現在、文部科学省のサイエンス・パートナーシップ・プロジェクトという事業がございませ。これに現在、我々として企画立案して、つい一昨日応募してございます。内容は、特に高校生の生徒を対象に、科学技術、理科、数学に対する関心、知的探求心を助長するという趣旨でございませ。特に、御承知のとおり、女子高生の理系の大学の進学率が非常に低いという意味も込めてこの事業を実施することにしてございませました。内容は、学術研究の宝庫と言われております「三内丸山遺跡」これを対象にいたしまして、実験・実習、環境からみた人々と、こんな内容で学習プログラムを計画してございます。採択されれば、8月から10月にかけて実施したいと。現在、4校ほど応募してございます。

最後になりますが、資料の9ページ。アピオあおもりは、先程もお話したとおり、民間が運営するというので、サービス向上策と、我々サービス業に徹底するというので、我々含めて社員一同に徹底してございます。そのために、施設をいかに多くの方に利用していただくかということを含めて、(1)施設運営委員会を設置し、県民のニーズをくみ上げ、施設運営サービス向上に反映させるということにしてございます。年2回、9月と3月と

ということで、約 10 名程度の委員の方々に、構成は登録している団体、県からの推薦者、あるいは学識経験者、地域町内会からの代表者等々十数名で構成し、現在人選等を含めて、検討しているということでございます。

幸い、施設の利用者といいますか、対前年度比、4月でございますが、58%増加してございます。先程も言ったとおり、我々はサービス業であるという意味、接遇を含めて徹底して管理したいということを考えてございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長：どうもありがとうございました。笹井館長様から御報告がありました。初めての事業で大変だったと思いますが、今御説明していただいたことと、その他でも結構ですので、この件に関して御質問、御意見ございませんでしょうか。

委員の皆様からはないようなのですが、私はちょっと今御報告いただいた中で一点確認させていただきたいと思いますが。最後に御報告がありました9ページの施設運営委員会の設置に関してですが、今現在人選等を含めて検討中というお話でしたが、その委員は10人程度ということで、その中に登録団体、県からの推薦者、地域、職業となっておりますが、この県からの推薦者というのは、例えばこの審議会の委員でもよろしいということなのでしょうか。

笹井館長：それでも差し支えありません。別に県職員という意味ではございません。あくまでも県からの推薦者ということで考えてございます。

議長：県からという場合に、具体的にどういう方が。

笹井館長：今お話したとおり、例えば審議会の皆さんからも、基本的には男女共同参画課ですよね。そこから御推薦いただいた方。

議長：やっぱり1名ということなんでしょうか。

笹井館長：そうですね。

議長：分かりかりました。

笹井館長：県からは2名お願いしています。子どものほうから1名、男女のほうから1名ですね。ざっくりばらんに言いますと、こどもみらい課と青少年・男女共同参画課からの推薦ということになるかと思います。

議長：分かりました。その方々の任期は。

笹井館長：任期は1年でございます。1年毎に更新すると。委嘱の日から当該年度末ということで、例えば、7月に委嘱するとすると、3月31日まで1年と。1年1年更新すると、現在考えてございます。

議長：分かりました。ちょっとその点を確認したいと思いましたので。

では、この件につきまして、御意見、御質問等ございませんでしたら、わざわざお忙しい中お出でいただきましてありがとうございます。この件については、以上にしたいと思います。

それでは、その他の3で、先般行われました猪口少子化・男女共同参画大臣による男女共同参画研修について、参加されました福井さんから御報告をお願いします。

事務局：資料はNO.10になります。大臣による男女共同参画研修について、御報告いたします。去る4月8日でございます。「山形市で社会的性別（ジェンダー）の理解と男女共同参画社会の形成に向けて」と題されまして、猪口少子化・男女共同参画担当大臣による研修会が開催されました。参集範囲が、主に行政機関、議員、あるいは審議会等に限られておりまして、青森県内からは八戸市、それから五所川原市など、また当審議会を代表していただきまして、佐藤会長から、そして県からは私ということで、10名ほどが出席して参りました。

研修会は内閣府の主催ということで、男女共同参画の理念や社会的性別、ジェンダーの視点の定義に関する正確な理解を深め、男女がお互いの能力や個性を十分発揮し、将来の夢と希望に満ちた活力ある男女共同参画社会の形成に資することを目的として、全国10ブロックで開催されたものです。東北ブロックということで山形市で開催され、参加して参ったものでございます。

研修は、猪口大臣が資料10、これはパワーポイントの資料ですが、これによりまして説明が行われました。また、引き続き、男女共同参画局の定塚推進課長によって第2次の基本計画の内容について説明がございました。

大臣の研修は40分ほどと短いもので、これまでの国の説明と特に変わったことは勿論なかったわけですが。まず、全ての分野での基本法の更なる着実な実行、実践が求められているということ。次に、現場でのジェンダーに関する混乱と誤解の解消、このことをねらいとしまして責任者である大臣が説明し、男女共同参画推進の強化を図っているとのことでした。

特にジェンダーにつきまして、資料10の6ページ、7ページにございますけれども、これまで「社会的文化的に形成された性別」というふうに言うておりましたが、これが長すぎたことから「社会的性別」として、第2次基本計画におきましては社会的性別の視点、ジェンダーの視点について明確な定義が示されて使用されていて、「ジェンダーフリー」という用語を使用するの不適切な事例が記述されているということについて、改めて説明があったものでございます。

時間が非常に短く限られているということで、質疑応答も1名限定という中で、「男女共同参画の源流、バックグラウンドは」というような質問がございまして、それに対して大

臣からは、思想的な背景は民主主義であるということ、人間は平等であるという人権思想であるということの回答がございました。大変歯切れよく分かりやすい説明でございました。

今後、私どもも国と連携しながら基本計画の、また県の「プラン 21」等の正確な理解を深めていただくように普及啓発に取り組んでいかなければならないと考えております。

簡単でございますが、以上報告でございます。

議長：ありがとうございます。今御報告にありましたように、私も参加させていただきましたが、私は審議会の委員という立場でしたが、ほとんどは県担当者及び県議会等の議員の方々だったようですが、現場で施策を進められる方々にとっては最近のジェンダーフリーバッシングに始まる逆風に対してどのように向かえばよいかというところも大きかったと思いますが、猪口大臣の、先程おっしゃいました歯切れの良いしかもはっきりした、思想的背景も民主主義と人権思想という誰にとっても異論がないものにあるという明確な発言がありまして、随分力づけられたのではないかと思います。私もそのように感じて帰って参りました。

では、本日予定しておりました案件につきましては全て終了いたしましたので、皆様から御意見等がございませんでしたら、これで閉めたいと思います。

また、改めて御案内いたしますが、次回の全体会この審議会が、8月下旬の開催を予定しております。先程申し上げましたが、この間、専門部会でプラン 21 の改定作業を進めます。それにつきまして随時御意見を募りたいと思いますので、どのような方法でも結構ですので青少年・男女共同参画課の事務局の方へお寄せいただくようお願いいたします。

事務局の方から特によろしいでしょうか。それでは、長時間にわたりまして熱心なご協議をいただきましてありがとうございます。是非これを生かしてより良いプランを作っていきたいと思います。

では、以上で終了させていただきます。どうもありがとうございました。

4 閉 会

事務局：どうもありがとうございました、委員の皆様にはお疲れ様でした。以上をもちまして「第 11 回青森県男女共同参画審議会」を閉会いたします。ありがとうございました。

《以上終了》